

に入ることができた。これまで、休業補償がないということで、生活できないからと痛みなどがあっても無理して就業したり、辞めざるをえなかったりというなかで、まずは傷病手当を使えるようにした。

2月22日に労働基準監督署に労災申請した。しかし、会社の申請書には当日の概略的な内容だけしか書かれていなかったため、「災害に至る経緯、災害の原因及び発生状況」についてということで、

- ・装着する衣装が身体に及ぼす負荷
- ・出演時に求められる動きと身体に及ぼす負荷
- ・出演にあたっての安全及び配慮の実態
- ・1月7日(当日)の状況
- ・休業することに対する職場での捉え方について

などを具体的に書いた「自己意見書」を労働基準監督署に提出した。

その提出の際、調査官から「過労性のものの認定はかなりハードルが高い。出演者としての業務と胸郭出口症候群との因果関係が立証されないと難しい」と言われ、東京労働安全衛生センターの飯田さんに相談した。飯田さんから、現場がわからない調査官が労災を判断するので、その調査官が出演者の業務、就労中の身体の負荷を実感できるようにしなければいけない、そのために出演時の動きとその時の身体の形状を映像と写真などでリアルにわかるようにしたらどうかとアドバイスいただいた。

そのアドバイスに基づき、

- ・衣装を装着した時、ゲストから見える動きと見えない内側の身体の形状と身体に及ぼす負担を映像と写真でわかるようにしたもの
- ・近年、業務に支障が出た故障者リスト
- ・一日の労働の流れと実態(図)などを追加の「自己意見書」として提出した。

8月10日、労災が認定された。オリエンタルランドの出演者としては「過重な業務に就労していた」ことが認められたという初の画期的認定。ユニオンはAさんとともに、ムチ打ち、骨にひび、腰痛、膝痛など具合悪くても痛くても我慢して出演する、どうにもならなくなったら「辞める」となっている現場を変えたい、痛い、休みたいと言える職場にしようということで、会社に

- ・「ゼロか100かでない」復職

の条件整備、

- ・怪我や疾病を繰り返さないための予防(シフトの組み方、衣装の軽量化、キャストिंगの人数など)
  - ・「具合が悪い」と言える環境の整備
- などの改善を求めて交渉を継続している。

会社は「労災を認定されたことは認めるが、安全配慮義務に違反していない」ということで、①他の出演者も同じ業務をしているが、「胸郭出口症候群」を発症したのはAさんのみである、②ケガによる労災が多いが、発症状況は異なっている、③安全教育は講じている、との主張を変えていない。今後も会社の責任を追究し、出演者が働き続けられる職場にしていくためにがんばります。ご支援をお願い致します。



(東京労働安全衛生センター)

## アスベスト肺がん訴訟が始まる 神奈川●約30年間大工仕事に従事

故松田光雄さんの石綿肺がん労災裁判が、横浜地方裁判所ではじまった。

松田さんは1981年4月から2011年3月までの約30年間、大工仕事に従事し、木造家屋や鉄骨造りのビル等の新築工事、改修工事を行いアスベストに曝露した。まだ現役であった54歳

(2014年)に肺がんを発症し、翌年に死去される。療養中からアスベスト肺がんであるとして労災請求をしていたが、死去後に労災不支給の決定となる(相模原労働基準監督署)。

ご遺族ならびに松田さんが加入していた建設組合(神奈川建設ユニオン)と審査請求、再審査

請求を行ってきたが、いずれも棄却され、本提訴に至った。訴訟代理人は、飯田学史弁護士（横浜はばたき法律事務所）にお願いした。提訴に至るまでの経過を報告する。

### ●松田さんの石綿曝露作業

松田さんは1981年4月から94年3月まで父親が経営する松田工務店の従業員として、その後独立し一人親方として2014年まで大工工事に従事した。大工工事では木造住宅の新築工事、改修工事や鉄筋鉄骨造りのビルやマンションの改修工事（木工事）などに従事する。地場の工務店からの大工工事の受注や個人の施主からの大工工事を請け負っていた。そして、松田さんが大工仕事において石綿粉じんに曝露した期間は30年近くあり、曝露作業としては次のようなものがあった。

石綿含有吸音天井板（吸音テックス）の貼り付けにおいて現場で板のサイズ調整のためカッターで切断する作業、および改修工事において同部材を壊す作業。内装材や天井材として使用される石膏ボードをカッターで切断したり貼り付ける作業、および改修工事において同部材を壊す作業。

主にキッチン周りなど内装材として使用されるフレキシブルボードを電動丸鋸で切断したり貼り付ける作業、および改修工事において同部材を壊す作業。内装材や外装材として使用される大平板を電動丸鋸で切断したり貼

り付ける作業、および改修工事において同部材を壊す作業。内装材や軒天材、間仕切り材として使用されるケイカル板を電動丸鋸で切断したり貼り付ける作業、および改修工事において同部材を壊す作業。

外装材として使用されるサイディングボードの貼り付け作業、電動丸鋸で切断する作業（サイディング工事はいまでもこそ専門職がいるが、80年代の出始め時は、大工がサイディング工事を行う場合が多かった）。洗面所やトイレの床材として使用されていたクッションフロア（CF）やビニル床タイル（Pタイル）の改修張替工事において同部材を裁断し壊す作業。

改修工事において床下の根太の間や壁の間や天井裏にある石綿含有断熱材を除去する作業。毎日、作業の終了時に現場を掃き掃除するので、掃き掃除において再飛散した石綿粉じんに曝露。鉄骨造りの建物の改修工事において、天井の下地を組む作業等で、鉄骨と木材を固定させる際に、鉄骨に吹き付けられていた石綿を除去する作業。その他、鉄骨造りのビルやマンションの改修工事（木工事）では、吹付け石綿を除去しながらの作業であったし、吹き付け石綿のすぐ間近での作業。

### ●斉藤竜太医師の意見書

そして、54歳で肺がんを発症してしまう。松田さんは建設組合の役員を長年務めており、アスベストについても認識していたの

で、石綿肺がんとして労災請求することを組合と相談し、神奈川労災職業病センターが支援する事になった。

アスベスト疾患の労災認定基準では、肺がんで特定3作業（石綿紡織製品製造、石綿セメント製品製造、石綿吹付）以外の作業については何らかの医学的な所見が必要とされる。そこで松田さんの胸部X線写真と胸部CT写真をアスベスト疾患について詳しい斉藤竜太医師（十条通り医院・神奈川県大和市）に読影してもらったところ、「胸膜プラーク所見あり」「第1型以上の石綿肺所見あり」との診断を得た。

さらに、大工工事を受注していた工務店T社の常用大工Oさんも、じん肺管理区分2続発性気管支炎の石綿肺で労災認定されている。松田さんとOさんは常時同じ現場で働いていたわけではないが、T社からは同一のアスベスト含有建材が支給されるのであり、Oさんも松田さんも同様の大工作业にて石綿に曝露したことは間違いがない。実質的な同僚Oさんの石綿肺労災認定の事実重要である。

### ●労基署による不支給決定

しかしながら、相模原労働基準監督署は不支給決定を行った。不支給の理由を確認すると、石綿曝露期間と作業については相模原署もおおむね認めている。問題は医学的な石綿所見の有無についてであった。

まず、神奈川県地方労災医員の小倉医師は「CT画像上で、

胸膜肥厚はあるが、胸膜プラークとは診断できない」「石綿肺の所見はない」とし、さらに、相模原署が意見を求めた石綿確定診断委員会も「第1型以上の石綿肺の所見を認めない」「胸膜プラークの所見を認めない」と診断した。この2つの意見によって医学的所見なしにて不支給決定となったのである。

### ●海老原勇医師意見書提出

そして、労災請求中に残念ながらご本人がお亡くなりになり、遺族である妻が松田さんの意思を引き継ぎ審査請求を行うことになった。相模原署も石綿曝露期間と作業については認めており、審査請求では医学的所見が唯一の争点となる。そこで、長年にわたり数多くのアスベスト患者を診てこられ、また、ご自身で解剖も行い、大工を含めた建設従事者とアスベスト疾患について造詣の深い海老原勇医師（昨年他界された）に胸部X線と胸部CT画像を閲覧してもらい、以下のとおりの意見をいただいた。

「（胸部CT写真上）肋骨内面に認められる線状陰影は解剖学的に肋間動静脈や肋間筋の分布とは異なっており、レントゲンの濃度からもextra pleural fat（胸膜外脂肪：筆者注）とは考えにくい。これまで実施した胸膜肥厚斑例に関する多数例についての剖検所見とレントゲン写真、胸部CT所見とを対比した多数の研究から、松田光雄殿に認めたと上記の陰影は胸膜肥厚斑であると診断できる」「胸部CT肺

野条件で軽度ながら胸膜下曲線状線状陰影（SCLS）を伴う間質の線維化は標準写真で石綿肺1型には届かないが、胸部CT縦隔条件で認められた胸膜肥厚斑と合わせて松田光雄殿の肺癌は石綿関連肺癌と診断される」。

そして、同意見書で参考図書として挙げられた海老原医師による二つの論文「胸膜肥厚斑（Pleural Plaques）胸部レントゲン写真、胸部CT写真との対比」および「肋間静脈との鑑別を中心とした胸膜肥厚斑の診断」も併せて提出した。

### ●審査官・険審査会棄却

加えて、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会・ひょうご支部が取り組んだ石綿肺がん労災不支給処分の取消判決（大阪高等裁判所判決確定）を引用し、「同僚O氏の石綿肺発症に加え、現実に大工一般に相当数の石綿被害が出ている事を踏まえれば、松田光雄が受けた石綿曝露は肺内に胸膜プラークを形成するに十分な程度に至っていたものと認めるのが相当である。加えて松田光雄に胸膜プラークが存在するとの意見を述べる医師が複数おり、胸膜プラークが存在する相当程度の可能性があることまで否定できない。これを併せ考慮すると松田光雄の肺がんは認定基準を満たす場合に準ずる評価をすることができる」と意見を述べた。

しかしながら、神奈川県労働局の保佐労災保険審査官、その後

の再審査請求について労働保険審査会はいずれも、相模原署と同様で、医学的所見が認められないとして請求棄却の決定を行った。

しかし、棄却の理由を読んでも、海老原医師の意見に真正面から向き合う根拠は示されず、原処分で意見した地方労災医員の小倉医師による「今回指摘の右肋膜内面に認められる線状陰影も肋間動静脈か肋間筋の可能性が高い。少なくとも胸膜プラークとは診断できない」という意見を追加で示した程度であり、とうてい納得できる内容ではなかった。

### ●みんなに繋がる取り組みを

そこで松田さんの遺族と建設組合と相談し、飯田学史弁護士が代理人となり、横浜地方裁判所に労災不支給の取消訴訟を提訴するに至った。提訴日は2018年3月26日で、第1回口頭弁論期日が6月6日に開かれた。神奈川建設ユニオンから24名、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会・神奈川支部から9名が法廷に駆け付け、傍聴席が埋まる勢いであった。そして、提訴では新たな証拠として、春田明郎医師（横須賀中央診療所）の「胸膜プラーク有り」の意見書および同僚でもある実父の大工工事における石綿曝露の意見書を提出した。

大工を含めた建設従事者のアスベスト肺がんの労災認定の取り組みは、まだまだ埋もれている課題であり、また今回の胸膜プ

ラクの有無をめぐる争いは非常に重要な取り組みである。松田光雄さんもご遺族も、これは本人だけの問題ではなく、建設従事者みんなにつながる取り組みであることを強く意識され、諦め

ずに頑張ってきた。これからも裁判経過については定期的に報告していく。多くの皆さまのご支援をお願いしたい。



(神奈川労災職業病センター)

のみしか責任期間と重ならないこと、また、勝村さんが従事していた作業は石綿製品製造ではなく岩綿製品の製造であること、などと根拠のないことを国は主張し、徒に係争を長引かせた。約2年の時間を要したが、勝村さんは根気よく作業内容について主張を続け、ようやく賠償を受けるにいたったのである。

また、この日は新たにニチアス王寺工場の6名の元従業員について本人や遺族が提訴している。ニチアス王寺工場の石綿粉じんによる被災者は、厚生労働省の「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」によれば、労災認定数が、平成28年までに肺がん44名、中皮腫33名、石綿肺11名にのぼる。労災認定を受けていないけれども、石綿曝露により健康被害を負っている方も多くいることが予想される。勝村さんの和解をきっかけに、より多くの元従業員から声が上が



(関西労働者安全センター)

## ニチアス王子工場初の国賠和解 奈良●約30年間大工仕事に従事

大阪泉南アスベスト国家賠償訴訟最高裁判決を受け、国が、同判決の被災者と同じように石綿工場で就労しアスベストによる健康被害を受けた元労働者や遺族に対し、訴訟上の和解手続を通じて損害賠償を行っていることについては、泉南型国賠訴訟として本誌でもたびたび報告をしてきた。

今回、奈良県北葛城郡王寺町のニチアス株式会社王寺工場の元従業員である勝村正信さん(87歳)が2016年5月20日に提起した国家賠償訴訟について、本年4月25日、訴訟上の和解が成立した。この訴訟はニチアス従業員の国家賠償訴訟としては初めて提起されたものであり、ニチアス王寺工場の従業員として国と訴訟上の和解が成立したのは初めてである。

勝村さんは、1957年6月から58年8月までニチアス王寺工場石綿製品の製造作業に従事し、アスベスト粉じんに曝露した。2009年6月に良性石綿胸水によ

り労災認定を受けている。

泉南型国賠訴訟においては、賠償金の対象に関する要件について、「昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、石綿粉じんにばく露する作業に従事したこと」と掲げられており、国の責任期間が限定されている。勝村さんについては、昭和33年8月で退職していることから、昭和33年5月26日から同年8月までの2~3か月

## 腭がんと放射線被ばく 厚労省●医学的知見検討会報告書

2018年6月27日厚生労働省発表

検討して報告書を取りまとめ～

腭がんと放射線被ばくに関する  
医学的知見を公表します  
～労災請求を受け、国際的な報告や疫学調査報告などを分析・

厚生労働省の「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」(座長:国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構執